

市民参加実施予定シート

予 定
令和5年4月1日時点

担当課（ 下水道建設課 ）

1 市民参加の手續 実施予定について

タイトル	流山市下水道ビジョン	市が考える 市民等への影響	メリット ・市民の参加により今後実施すべく下水道施策について検討することで、快適な暮らし、安心安全な生活、下水道事業の持続経営を提供する。 デメリット ・特になし
正式名称	流山市下水道ビジョン		
概要	流山市の下水道事業は、令和6年度で既成市街地の污水管整備が概成することから、その後は維持管理と改築更新に重点を置いた事業経営が必要となります。このような中、下水道の使命である持続的運営の道標としての下水道行政の基本方針を明らかにすることを目的とし、令和5年度から令和14年度までの10か年における下水道事業基本計画を策定します。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）	市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定）
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由	
複数実施	審議会	令和4年3月～令和5年1月中で4回程度	審議委員（専門家、公募の市民等）	上下水道事業運営審議会	・市民が参加している上下水道事業運営審議会により、基本方針の策定の段階から複数回数報告し、審議をしていただくことで、適切な内容の策定ができると考えます。また、最終的にパブリックコメントにより、幅広い市民からの意見聴取が可能と考えます。
	パブリックコメント手續	令和4年11月21日から12月20日	全市民等	特になし	

(3) 市民参加のスケジュール（予定）

令和3年度			令和4年度											令和5年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
	← 3月 → 審議会					← → 審議会		← → 審議会		← → パブリックコメント	← → 審議会				

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
12月の審議会の中止	令和5年1月	令和5年1月の審議会にまとめて答申・最終報告を行うこととしたため。			
2月の審議会の日程変更	令和5年1月	都合により令和5年2月の審議会を1月に変更。			